

平成 26 年 9 月 11 日（木曜日）

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

（第 3 日目）

平成26年9月11日（木曜日）

応招議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後藤 伸太郎 君	2番	佐藤 正明 君
3番	及川 幸子 君	4番	小野寺 久幸 君
5番	村岡 賢一 君	6番	今野 雄紀 君
7番	高橋 兼次 君	8番	佐藤 宣明 君
9番	阿部 建 君	10番	山内 昇一 君
11番	菅原 辰雄 君	12番	西條 栄福 君
13番	後藤 清喜 君	14番	三浦 清人 君
15番	山内 孝樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐藤	仁 君
副	町 長	遠藤	健治 君

会 計 管 理 者	佐 藤 秀 一 君
総 務 課 長	三 浦 清 隆 君
企 画 課 長	阿 部 俊 光 君
町 民 税 務 課 長	佐 藤 和 則 君
保 健 福 祉 課 長	最 知 明 広 君
環 境 対 策 課 長	小 山 雅 彦 君
産 業 振 興 課 長	高 橋 一 清 君
産 業 振 興 課 参 事 (農 林 行 政 担 当)	阿 部 明 広 君
建 設 課 長	三 浦 孝 君
建 設 課 技 術 参 事 (漁 集 事 業 担 当)	宮 里 憲 一 君
危 機 管 理 課 長	佐 藤 孝 志 君
復 興 事 業 推 進 課 長	及 川 明 君
復 興 用 地 課 長	仲 村 孝 二 君
復 興 市 街 地 整 備 課 長	沼 澤 広 信 君
上 下 水 道 事 業 所 長	羽 生 芳 文 君
総 合 支 所 長 兼 地 域 生 活 課 長	佐 藤 広 志 君
公 立 志 津 川 病 院 事 務 長	佐々木 三 郎 君
総 務 課 長 補 佐	三 浦 浩 君
総 務 課 財 政 係 長	佐々木 一 之 君
教育委員会部局	
教 育 長	佐 藤 達 朗 君
教 育 総 務 課 長	佐 藤 通 君
生 涯 学 習 課 長	及 川 庄 弥 君
監査委員会部局	
代 表 監 査 委 員	首 藤 勝 助 君
事 務 局 長	芳 賀 俊 幸 君
選挙管理委員会部局	
書 記 長	三 浦 清 隆 君
農業委員会部局	

事 務 局 長

阿 部 明 広 君

事務局職員出席者

事 務 局 長

芳 賀 俊 幸

主 幹 兼 総 務 係 長
兼 議 事 調 査 係 長

三 浦 勝 美

議事日程 第3号

平成26年9月11日（木曜日）

午前10時00分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

東日本大震災から、きょうでちょうど3年半となりました。被災された皆さんは、一日も早い復興を待ち望んでおります。皆さんにはどうかそのことを十分常に意識されまして、今後の議会に臨んでいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

なお、志津川高校2年生の生徒さんが7名職場体験で来ておりますので、よろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において6番今野雄紀君、7番高橋兼次君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告7番、佐藤正明君。1、高台移転造成地完了後の現状と環境状況について。2、国・県道の隣接用地、道路整備について。以上2件について、一問一答方式による佐藤正明君の登壇、発言を許します。2番佐藤正明君。

〔2番 佐藤正明君 登壇〕

○2番（佐藤正明君） 2番佐藤正明、議長の許しを得、登壇して一般質問、一問一答方式に臨ませていただきます。

3日目の一般質問で皆さんはお疲れかと思いますが、おつき合いのほどお願いしたいと思います。

質問事項、高台移転地完了後の現状と環境対策について。質問相手は、町長。

本日は、震災から3年半です。高台移転工事28カ所中、6カ所が完了。造成された造成地は、換地と同時に建築が始まり、入居している世帯または建設中、建設中の世帯は年内の入居を

目し、新居で新年を迎えようと頑張っているところでもあります。また、残りの造成地も急ピッチで工事が進められている状況だが、造成完了後の現状と日照などの環境対応について考慮されているか伺いたい。

1、被災している国道の計画がまだのようだが、ルートの変更またはかさ上げされるのか、あるいは現状のままいくのかについて、国・県道からの進入路の取りつけの考えを伺う。

2、災害時の避難道路を考えているか。

3、日照などの環境条件が確保されているか。

以上、1件目の質問をいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、佐藤議員のご質問、高台移転造成工事完了後の現況と環境状況についてということで、お答えさせていただきたいと思えます。

まず、1点目、国・県道路からの進入道路の取りつけの考え方についてであります。これは議員がご承知のとおり、防集事業は被災された方々の日々の生活の拠点となる場所における住宅の再建事業でございます。

このため、防集団地へ接続する道路については、国道、県道、そして町道といった幹線道路へのアクセスのしやすさ、さらには団地が立地した地域のほかの家々、あるいは、なりわいの場である漁港等へのアクセスにできる限り配慮した上で、地形的な条件の範囲内において、利用者の安全を確保するために必要な道路幅員や基準の範囲内の道路勾配とすることができるところ、ルートを選定し、用地取得の可能性及び経済性の比較検討を行いまして、団地に参加される方々に説明させていただいて、合意を得て工事を施行しているところであります。

移転される皆様方の住まいの再建は、防集団地に住宅を建設し、生活を軌道に乗せ、コミュニティーを構築していくことなどによって果たされるものであると考えております。その意味におきましても、防集団地の侵入道路はその重要性が高い事業でありまして、宅地同様、侵入道路についても鋭意工事進めているという状況でございます。

次に、災害時の避難道路の件についてであります。私からは防集団地への侵入道路があわせ持つ、避難道路としての役割という観点からご答弁させていただきたいと思えます。

国道や県道等の幹線道路から防集団地に接続する侵入道路につきましては、国の交付金事業である防集事業の採択要件として、必要な箇所に設けることと示されているところであります。その一方で、各地域において開催した懇談会などにおいて、災害時の避難道路として防集団地への侵入道路を複数路線確保する必要があるというご意見もいただいております。

このたびの大震災を経験した我々としては、このご意見はある意味当然の思いであると思っておりますが、今申し述べましたとおり、防集事業としては団地ごとに整備事業費に上限があること、早期に団地の供用を開始しなければならない等の事情がありましたことから、現状としては複数のルート整備がかなわないという状況でございます。この点につきましては、各団地の地理的特性等を考慮した上で、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、防集団地の日照などの環境条件についてのご質問にお答えいたしますが、防集団地の造成に当たっては、日照などの住環境条件を勘案した上で計画地を決定するとともに、各地区への日当たりを考慮した造成計画といたしております。

具体的には、日照を考慮し、団地の南側に高いのり面が生じる場合は、宅地とのり面との間に進入道路や緑地を配置するなど、極力宅地への日照を確保する策を講じております。しかしながら、造成団地の用地の制約あるいは地形的な条件などから、団地への侵入道路については、冬場において一部日陰になる場所もございます。これについては、町として除雪等の対策をしっかりとしていかなければならないと考えております。

このほか、防集団地の生活環境の整備といたしましては、各団地にごみステーションを設置するとともに、消火栓や防火水槽といった消防水利の確保、さらには防犯灯の設置、緑地、広場の整備などを行っていく予定であります。

町としては、今後とも被災された町民の方々の生活の再建に向け、できる限りの対応を行っていく考えでありますので、何とぞご理解のほどよろしくお願い申し上げたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ただいま説明をいただきました。進入路についてですが、決まりがあつてどうにもならないと、そういう形があるようでございます。

ただ、私が見ている面では、1カ所を見ているような形で今はお話する形になりますけれども、国道から即取りつけされてありまして、今町長の答弁ですと、勾配等も確保してあると、そのようなお話をいただきました。ただ、その場所につきましては、延長が500メートル以上あつて、道路勾配等も7.3%といたしますと、国道で言いますと、横山峠の勾配ぐらいの勾配になろうかと思えます。そういうところで安全を確保というような形をお話いただきましたが、当然私も二、三回歩いてみたんですけれども、500メートルを7%で歩くと相当きついと、そういうことを感じました。そういう中でなぜ国道とかの被災した場所をいまだ、まだはつきりかさ上げするとかなんとかについては決定されているかどうか、その辺のこともお聞きしたいと。

それと、その進入路を取りつけた場所については、県でもバック堤工事ですか、その工事をやっております。バック堤はT P 8メートル、そして国道はT P 5メートル、3メートルの壁ができると。その場所に取りつけられているものですから、それから出てくると圧迫感を感じる面もありますし、できればそのバック堤近くまで国道の盛り上げをすれば、道路の勾配等も確保できますし、そういう面で1問目の質問をさせていただきました。その辺のことをどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 詳しい内容については担当課長から答弁させますが、基本的には、先ほど申し上げましたように、一番は用地の取得の問題、それから地形的な問題等もございまして、そういった中で住民の皆様方、いろいろそれぞれの団地に入る方々、さまざまな思いをお持ちでございまして、ある意味丁寧に説明させていただきながら、住民のそこにお入りになる方々のある意味合意を得た上でということを進めてございますので、そこはひとつご理解いただければと思います。

なお、今の具体の500メートルで7.3%という勾配の場所等については、担当課長から説明させます。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 勾配等につきましては、当然勾配を取りつけの部分から緩くするとなりますと、団地がかなり奥行きに入っていかなければならないと、そういったこともありますので、開発上の要件で勾配が8%程度にとどめられる範囲の近隣のところで造成団地というものを全体的には計画しております。

ただ、取りつけする先の問題としまして、議員も土木関係の会社にお勤めしているという部分でわかるかと思うんですが、1ヘクタール以上の開発要件の場合、住宅地の団地造成の接道の幅員要件というものがございます。それが基本的には6.5メートル以上なければならないとされている関係から、近隣の国道、県道というのが取りつけの位置としてどうしても中心になってくる経緯もございます。

それと、町道もその幅員を満たしていればいいんですが、満たしていない場合、あわせて道路事業として整備しながら、取りつけ時点での6.5メートルという部分を確保しながら道路事業を一定の勾配のもとで進めているという状況でございます。

ただ、その取りつけ先の国道、県道等がかさ上げになるかどうかという部分につきましては、それは団地ごとによって実情は違います。どこの部分を指して言っているのかちょっと定か

ではございませんが、場合によってはその計画を見込んで、取りつけ道路という部分も計画しているという団地もございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） どの場所かといいますと、今お話ししたとおり、国道もありますし、河川のバック堤工事もやっていますし、その近くで防集工事をやっていると、そう言えば当然わかってくるかと思うんですが、それはいろいろ決まりがあるのは仕方ないと思うんですが、今町長より答弁いただきました住民からの合意があったというお話で伺っております。今までも藤浜団地ですか、それぞれ皆さんに合意をいただいて、団地の形成はこのような形になりますと図上で説明して、そして完了後に現地を確認していただくと、いろいろな問題が出てきたと。そういう問題が恐らくこの地区でも起こるんでないかなと、それを心配して今私は質問しているところでございます。その辺、どの辺まで説明しているか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、今回の防集事業は町内28の団地をやっているわけでございます。ある意味どの場所に防集団地をつくるかということについては、地域の皆さん方の声を我々としても大変参考にさせていただきましたし、それを重要視してまいりました。

今どこの場所かというのは大体わかりましたが、その場所も最初は違う場所を想定しておりました。しかしながら、埋蔵文化財の関係等もございまして、場所を移らざるを得ないということで現在の場所に、この場所だったらこの地域としていいだろうということで、住民の皆さんの合意をいただいた場所です。

実は、その場所を選定する際に、進入路等を含めて、それも総合的に勘案してその場所ということではなくて、ある意味どちらかという順番でいくと、最初はこの場所に防集の団地をつくっていただきたいという地域の声にお応えして、そしてそこからどのようにでは進入路を設けましょうかということの順番的にそういう順番になっていくものですから、今ご指摘のあった部分のようなご意見等も出てくるんだろうなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 計画する時点で概略的な部分は、今町長が申し上げたとおりでございます。当課としても、その位置から取りつけられる道路の線形については、これまでも複数、地元の説明しながら、どういった方向で進めるかという部分を検討して、地域の方々と相談して決めてきましたが、そこには用地の問題という部分もどうしても絡んでき

ていまして、それによって議員がおっしゃる地区については、やや一部取りつけ道路の位置が奥行きに入ってしまった。そのために、道路の延長が長くなったといったような経緯もございます。

ただ、やっぱり用地の問題という部分は個人の財産権の問題でもございますので、そこまで踏み入れての工事をするという部分についてはなかなか非常に難しい、今の考えられるできる範囲の中では最適な条件の中で計画していくというのが当課の役割かと思っています。

なお、平面図等だけでの説明であるというお話でございましたが、確かにその当時は平面上の説明しかできませんので、現在のところ、志津川の市街地の部分で現地見学会を予定しております。日程は調整中ですが、近いうちに入居予定者の方々と現地見学会を開催することを今予定しておりますので、そういった中で平面上の説明での道路が、実際に歩いてみてこういう道路だったという部分で、いろいろな要望等が出るかもしれません。できる範囲で対処していきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、対処はできると、そういう判断でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 対処できる部分とできない部分がございますので、当然これからまた用地を買収するという部分については、今からやった場合どうなのかという部分もございますし、今までの事業費から計画全てが、開発の面積から全てリセットする形でやれるような部分については非常に難しいと思います。

ただ、でき得る範囲の中でやれるものについては考慮していきたいということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） はい、わかりました。それでは、後にしこりを残さないように、ひとつご説明等をして入居される方にすっきり判断していただくと、そういう形でお願いいたします。

2の災害時の避難道路の考え方ということで上げましたが、高台移転地のほとんどで進入道路が1本でございます。その中で、進入道路上で災害等が発生した場合、通行等が不可能と思いますが、避難道路を考えるべきかというそういう形ですが、それぞれ各地域からの要望があると、今の造成工事では何ともできないがというお話でしたが、その後の考えについて詳しく説明をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどお話しさせていただきましたけれども、基本的には避難路のいわゆる1本しか道路がないということになりますと、団地の中に入ると袋小路になってしまう、そういう各団地のお住まいというか、望んでいる方々からいろいろな意見をいただきました。

ですが、先ほどお話ししましたように、非常に防集の事業の上限というものがございまして、その中でその思いをかなえるという部分で非常に制約があつて難しいということでこれまで推移してございますので、この後どのようにそれを対応できるのかということについては、担当の課長から答弁させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 避難道と申しますか、取り付け道路については私からご説明をしていきたいと思っております。

これまでの防集団地で、やれる範囲については1本だということでやってきております。ただ、2本目ということになりますと、防集事業以外の事業で対応ということで今考えているところでございます。

ただ、基本的なことを申せば、取りつける国道、県道の高さ、それから防集団地の高さがいづれこれは決定しておりますので、その中を結ぶとなると、やはり今ある道路と同じような勾配または延長が必要だということをご理解いただけたと思います。

その中で、どういう形でやったらいいか今検討をしておりますけれども、基本的に今優先すべき団地が何団地かございます。先ほど町道に取りつけている箇所もあるという説明はございましたけれども、現実的に町道が6.5メートルを満たしていない町道もございます。まずもってそれらを拡幅して、その次に2本目または3本目ということになりますか、そういう形で今検討しているところでございます。当課といたしましては、現在3メートル程度の町道もございますので、その拡幅を優先させていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、避難道については前向きの方角でよろしいと、そういう形でよろしいですか。町道を拡幅すれば、避難道路の取り付けも前向きだと、そういうお話でよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いろいろな課題があるということをご理解いただいていると思います。それで、今1本しかない団地であっても、その取り付け先が町道であった場合、6.5メートルなりの幅員がない町道がございます。まずもってそれを優先して整備しなければならな

いと考えております。それで、2本目が必要だという団地については、その次ということで今考えているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） いろいろな条件が絡むと言いますが、その中で例えば災害その他が起きた場合には、当然孤立してしまうと。そして、今お話ししたとおり、進入路の一部で決壊したとかそういう形になると、本当にどこへも逃げようがないと、これは待ってられないと思うんですが、そのときの対応とはどのように考えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） いずれ、その安全性を持って現在造成をしておりますし、それで災害の危険があるところは多分当然避けて道路計画をしていると思います。多分それはかなりまれなケースだと思いますが、いずれ100%安全だということは当然ないわけでございますので、当課としましては、そういう事態が発生した段階でいち早く応急工事なりをして交通を確保するというのを考えておりますし、また、それぞれ何と申しますか、これから工事用の道路とかをいろいろつくって工事しているわけでございますけれども、それらを工事完了後に残すことが可能かどうかとも工事担当課と協議していきたいと思っています。

ただ、それにつきましては、通常時においては使用できない状態ではありますが、非常時には利用できるという管理の方法ができるかどうか検討してまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 何回も申しますけれども、いろいろな条件が絡んで何ともならないと、そこに住んだ方たちは本当にそれを危険と申しますか、そういうものを感じながら生活していかなければならない面も出てくるのではないかなと。

この間も完成された土地でちょっとした事故がありました。その場所においてクレーン車とかが入っていろいろ対処したんですが、今度はそこでその事故処理していますと、全然奥のほうに入れないと。小さな団地でもそういう形が出てきます。まして今から百何戸の世帯ですか、造成が出てきてそこに入居が始まりますと、一道路がそのように災害等でした場合には本当に全然身動きがとれなくなると、そういう状況だと思うんですが、私としてはいち早く避難道路あるいは迂回路ですか、その案を検討していただきたいと。その件でひとつご検討いただけますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 既に検討している部分もございますし、これからする箇所もござい

ます。

ただ、いずれにしろ、かなりの事業費がかかるということもありますので、町単独ではできませんので、いずれ国の補助または交付金を当てにした事業推進になりますので、そこはこれから国ともいろいろ協議をさせていただきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、国にいっぱい足を運んで、よりできるよう、ひとつ頑張ってくださいと思います。

3番に入ります。日照などの環境条件が確保されているかということで答弁をいただきました。ごみ処理とか、あとは除雪完備等は完全に行うと、そういうお話をいただきました。日照もそれなりの土地の区画をやって、日照関係については対応すると、そういう答弁をいただきました。

さきの議会で西工区の高台移転の場所で用地とか計画が可決され、そして特別委員会から図面が提出されて現地を確認させてもらいましたが、その場所は北向きの造成地でございます。その造成地、北向きですと、日が当たるのは南からですから、当然冬至のあたりにはちょっと厳しいのかなと。のり面も5段で25メートルほどの高さになっていると。日の角度は冬至が一番低いというそういう形ですし、のり勾配とは大分差があるので、日照時間の確保がちょっと難しい場所も出てくるのかなとそのように思いまして、その辺の場所をすっかり確認してあるか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 志津川西地区の西側の団地のいわゆる公営住宅等が建ったときに、既存住宅に対する日陰の問題ということで捉えてよろしいのでしょうか。ではなくて、団地そのものということですか。では、市街地整備課長から答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 北斜面のほうに山残りが残るような場所が、場所によっては生じるんですけども、そういった場所におきましては、先ほどの町長答弁にもあったとおり、宅地とのり面の間にある程度一定の緑地を、バッファゾーンを設けて若干でものり面をずらしたりとか、あとは山頂部に既存として残るような立木、立っている木なんですけれども、そちらを一部伐採して、少しでも日照が住宅地のほうに入るようなということで今検討はさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 冬至の対応の角度等、のり面の角度では、11度ほど差があるというそういう形で、そして住宅の日照の条件といたしますと、1日に4時間以上の条件があるというそういう形で、やはり大分11度といたしますと、五、六メートル引っ込んで建ててもきついのかなど。日照が正午のときでの一番高い角度でありますので、その時間帯というのは2時間ぐらいしかないと思うんです。それが、西に日が沈むと、当然2時間の間にどの程度日が差すかといいますと、1日に4時間以上を確保しなければならないと。金融国庫関係の融資を受ける上での条件になっておりますので、ちょっと厳しいのではないかと私は見っていますが、その辺まで調査等を考えておりますか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 同じような具体的な話を各団地で、そこに住まわれる方々を対象に今検討会というものをさせていただいているんですけども、そのような中でも意見が出ている案件もありまして、個別に詳細に言いますと、ある団地においてはそういった意見が出たことで、若干のり面を仮に今5段になっているものを何とか4段までにできないかということで、ちょっと造成を寝かせるような形という対応をとったりという場所もありますので、あとはやはり造成の用地買収にも限度がありますので、事業の土地利用の買収した土地の中でどれだけのり面を寝かしていけるかということで、今工夫してなるべく山の頂上の部分を掘削できるような手法でやるということで今検討しております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そうしますと、のり勾配を考えていろいろ調整をやると。あとは、のり勾配を変えますと、用地境界がぎりぎりになってくると。そうした場合に、今度は民地で立ち木等の管理、恐らく将来的に管理していけないと思うんですが、その辺のこと、完全に立ち木を生やさないとかそういう条件つきになっているのか、どうしても代がかわると伸ばし放題になってしまって、せっかくのり勾配で日照を確保しても、今度は立ち木等で塞がれる面もありますので、その辺までを考えているかどうか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 実は、基本的には用地買収したエリアの中の立木の伐採ということなんですけれども、一部そこから外れたところで既にもう枯れかかっていたり、倒れかかっていたりということで、工事の支障になるような立木は所有者の了解を得まして伐採させていただいています。

あと、各団地によってそれぞれ条件は違うんですけれども、そういった土地が残されたよう

なところで、将来自分でまた造成するんだというようなお話も聞いていたりしていますので、一部造成協力といった形でり面を切る場所もありますことから、将来的には土地の所有者の方がみずからその木を伐採して、また山を切っていくというようなこともお話を聞いていますので、結果的には木は所有者の方が管理されて伐採されていくのかなということで考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） その所有者は、どこの場所、どなたですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） ちょっとこの場でなかなか個人のお名前をお示しすることはできないんですけども、東地区であれば、東の西のほうでもそういったお考えを持っている方々がおられたり、西団地の中にもそういったお考えを持っている方がおられるということだけでご了承願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） その場所は旭ヶ丘の奥地なんですけれども、その前に団地があるんですけども、30年ぐらい前ですか、あそこを造成して、今ちょうど南側にヒノキが生えているんですけども、当時は日照についてはそのヒノキ等は関係なかったんですけども、この五、六年からそこへ家を建てて生活しているんですが、やはり日が当たらないと。あとは冬場には受水槽を設けてあるんですけども、凍って水が使えないというそういう形になっております。やはり長い間にはそういう環境になっていきますので、その辺を踏まえた形があるのかどうか、再度お聞きしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 当課で造成する場所の中においては、適正に立木の伐採等をしていって、将来造成するという方で一部造成協力しているような場所についても、その民地の地権者の方と将来的な造成も見越して、ある程度木の伐採ということをさせていただいているところだと思います。

ちょっと既存の団地内での苦情となると、そもそも既存の旭ヶ丘団地自体が南側に山を背負っていた団地ですので、今回防集事業で造成する箇所については木は伐採されるんですけども、その事業箇所以外のところについては木の伐採という予定はないということです。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 何といいますか、地区外のことでその辺まで管理するのも大変かと思う

んですけども、将来的にそういう形が発生してくる可能性は十分にありますので、再度現地等を確認して、できれば対応策を考えていただきたいと思います。そこで換地を受けた方は、将来そこで生活していかなければならないと、話はこうでなかったのではないかということが出ないようにひとつお願いしたいと思います。

それと、環境についてですが、一番最初に防集が落成した藤浜工区ですか、そちらについて建築が始まって、環境汚染をなくするためにそれぞれ浄化槽等ですか、入れているような形です。浄化槽を入れてみたんですが、排水ができないと。議会で私も初めて議会に参加したときにお話があったんですけども、造成で段差をつけたのは排水をよくするための段差であると、そういうご説明をいただいた記憶があります。それなのに、いざ浄化槽を入れてみれば、浄化槽からの排水ができないと、そういうお話がありましたが、その辺を町では確認しておりますか。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 藤浜団地の中でそういった問い合わせが1件ございました。

ただ、各建て主にといいますか建築側において、浄化槽のタイプ、排水口の高さのタイプが若干異なったりとか、そういった部分はそのことに起因したという話をちょっと現場から伺っております。ただ、その後は、浄化槽の高さを変えて排水計画を見直しているというお話で伺ってございます。

ただ、自然排水ができる高さでという造成の考え方をしておりましたけれども、場所によって建築計画が少し上の土を取ったりとかそうなりますと、そういった問題も今後出てくる可能性はあります。ただ、そういった場合は、個々の責任において自然排水という形ではなくて、ポンプ排水とかそういったものも考えていただくようになるのかなと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 今ポンプ排水というそういうお話をいただいたんですが、ポンプを入れれば簡単に排水できるんですけども、実際最初に説明を受けたのは、恐らく皆さんは浄化槽から自然に流れるというそういうお話で受けているものと思います。

その辺、やはり今後まだまだ団地造成中のところもありますし、あと岩盤の造成地もあります。岩盤の造成地については、リッピングといいですか、岩を砕いて土の入れかえ、あとは浄化槽の深さまで掘って準備するというそういうお話を聞いておりますが、その中においても浄化槽を入れる場所によってやはり段差を、藤浜の造成地を見て換地を受ける方たちはこれではだめだということで、さらに地形もまた変わっていると思うんです。そういう段差が

少なくなっている場所に、また悪条件が出てくるのではないかなど。段差をなくせばなくすほど自然排水ができなくなると、そういう形で今度は側溝の変更等も発生してくるのかなど。

私も浄化槽を二、三個やってみたことがあるんですけども、排水のほうは30センチから50センチぐらいとらなければならないと。300の側溝を入れますと、300の側溝は含みで300ですので、当然流れなくなると。そういう形ですので、その辺の現場等のやりとり等まで対応していただけるかどうか、ひとつ伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 復興事業推進課長。

○復興事業推進課長（及川 明君） 個々の住宅の建築、いわゆる自分の敷地内の土地利用計画につきましては、各お住まいになる方々が重々その部分を考慮しながら、建設業者と浄化槽のタイプも含めて検討する必要があるんだろうなと感じております。うちはこのタイプにするから、ここをこうしてくれという個別の案件に、行政側が対処できるかというのは非常に難しい問題があると思います。

ただ、まるきり何もできないのかという部分について、明確に言える部分がちょっと材料としてございませんけれども、個々の建築計画がわからない状態の中で引き渡しておりますので、そこを現地も立ち会って、高さも立ち会って、そういった形でやってございますので、そこはあとその地形をうまく利活用して建築計画を練っていただくという解決方法しかないと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 個々でその費用を負担しなければならないと、そういう形のお話もありました。換地を受けた方たちは、その浄化槽でも悩み、あとは段差で悩み、そして擁壁を組まなければならないと。擁壁を組むといっても簡単にはできませんので、経費がかかると。大変な思いをしているかと思います。

一つは、私は思うんですが、100以上ある集落といいますか団地については、各自の浄化槽より何というんですか、集団の管理ですか、そういうものも一つあるのではないかなど。その辺はどのような考えがあるか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、当町は公共下水をやっておりましたが、これは今回の震災で公共下水は中止ということにいたしました。歌津地区、伊里前地区はやっておりますが、それ以外の部分については、個々の合併浄化槽で進めていくということで町としての方針を示して、これまで来ましたので、ある意味今の一つのご提案だと思いますが、基本的に

は町としては個々の合併浄化槽で対応していただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 個々の合併浄化槽でやると言えば、浄化槽管理の方たちは喜びますけれども、集落排水等の計画もひとつ考えたほうがいいのではないかなとつくづく私は思いますので、その辺、今後造成が完了していく形でご検討もひとつお願いしておきたいと思えます。時間も……。それでは、2件目に入らせていただきます。

震災復旧で国・県道が本格着工されるが、道路と隣接する土地の整備計画と迂回路整備の考えがあるかどうか伺いたい。

1、市街地の国・県道の現計画に対し、変更対応はあるのか。

2、国・県道の工事が本格着工する、迂回路整備の考えは。

3、道路に隣接する用地に盛り土計画はあるのか。

以上、3点を伺いたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、ご質問の2件目、国・県道路の隣接用地、道路整備についてということでお答えさせていただきます。

まず、ご質問の1点目になりますが、市街地の国・県道路の現計画に対し、変更対応はあるのかということについてであります。ご承知のとおり、志津川市街地では、国県道として国道45号、国道398号と県道清水浜志津川港線、それから県道志津川登米線の整備が計画されております。

それぞれの路線につきましては、南三陸町震災復興計画に基づくまちづくりの調整等を図り、警察署などの港湾関係機関との協議も行った上でルートが決定されたものであります。それぞれの路線については、都市計画施設として決定されております。各管理者におかれては、今後現計画に基づいて粛々と工事を進めていくという予定だと伺っております。

次に、2点目の国・県道の工事が本格着工する、迂回路整備の考えはということですが、現状としては、市街地の区画整理事業地内をかさ上げするため、国道45号、398号を迂回路において共用しているところであります。今後も工事の工程上、必要に応じ、各所において迂回路を設け工事を進めていく予定であります。

住民の皆様には大変ご不便をおかけすることになりますが、日常生活あるいは他の復興事業の妨げとならないよう、関係機関とも調整の上、十分配慮し、交通事故防止の観点からも町内外に対し丁寧な説明が必要だろうと考えております。

次に、3点目の道路に隣接する用地に盛り土計画はあるのかということでございますが、区画整理事業地内においては、隣接する土地につきましても、整備される国・県道及び町道の高さを考慮し、宅盤をほぼ同等の高さに整備する計画であります。

一方、八幡川から西側の震災復興祈念公園を計画している区域についてであります。公園の整備区域について現在区域を絞った形で実現できないか、国などの関係機関と協議を進めておまして、公園区域及びそれ以外の区域の地盤の高さについても、あわせて検討を進めております。

さきに開催した八幡川西側地域の地権者の方々への説明会においても、土地の有効活用の観点から、土地かさ上げ実施の要望をいただいていることから、実施に向けて手法等を速やかにお示しできるように、関係機関との調整を含めて鋭意取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ルートについては、まち協とかその辺で、あとはそれぞれの機関で決まったと、そういうお話をいただきましたが、計画には当町も参画して恐らく計画したと思うんですが、県道志津川登米線の塩入から大雄寺付近までの縦断計画はどのようになっているかちょっと伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 詳しい資料を持っていないので、何とも言えないんですけども、国道から国道45号線、旧志津川病院付近で接続して、それから大雄寺付近で現道にタッチをするという計画になっております。

それで、一部橋等もございますので、バック堤の高さに合わせて現道が波打つといいますか、上がったたり下がったりするという計画になっております。最大勾配は6%ということでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） ただいま建設課長から道路勾配は波を打っていると、そういうお話をいただきました。これは一定にできないものか、その辺のことを県と検討できるかどうか、その辺を伺いたいと思います。

私が思うに、バック堤が高くなっていますし、志津川登米線、今のお話ですと波を打っていると、そういう状況でつくられていくという何かそういう形のようなのですが、二、三日前ですか、岩手県の花巻で幼稚園の児童が溺れて1名が亡くなったと、そういう事故が発生しております。やはり、バック堤とかの高さに道路があれば、河川での事故その辺、誰かが見つけ

る可能性もあると。そういう絡みも考えられるのかなと。そのようなことを県に要望できるのかできないのか、ひとつお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） この話は、多分地権者の皆様のお話の中でも出てきたことじゃないかなと思います。一つは、波打つ理由でございますけれども、斎場に行く橋があるということ、それから保呂毛に行く橋があると、それに県道の高さを合わせなければならないということで、一つ上げると。それで、下げる理由でございますけれども、当然県道の沿道に私有地がありますので、その沿道利用を考えた場合、現状の高さに戻さなければならないということが考えられます。どうしても波打つということになります。

それで、議員の質問の3番目がその関連だと思っておりますけれども、もし一定にした場合、現状の高さから三、四メートル路面が高くなるということになりますと、直接沿道の土地の利用ができなくなるということが十分考えられますので、検討すればどちらの要件も満たすのはということを考えると、波打ってもやむを得ないのかなという判断をしているようでございます。

前回の関係者の説明の中でもそういうご要望はいただいておりますけれども、では沿道利用をどうするんだと、3メートルも4メートルも盛り土をするのかという議論になりますと、なかなかその当てのない中で、一概にバック堤と同じ高さまで道路を上げられないということで結論を詰めたといえますか、そういう状況になっております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、現道の計画は、下がったところでバック堤よりどの程度下がるか、その辺はわかりませんね。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） バック堤も全てが8.7ではないので、国道から海側の分が8.7でございます……ええ、奥のほうは今おっしゃるように5.5でございます。多分3メートルほど落差がつくと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そのバック堤が5.5なんですが、志津川登米線の波を打った計画で一番下がっているところのTPがどの程度になるか、資料がないと言われればそれまでなんですけれども、その場所で河川の一部が見えるのかどうか、そういう絡みもございますので、お聞きしておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 河川が見えるかといえば、残念ながら見ることはできません。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） せっかく県とかに県道を復旧していただきますので、できればその辺も考えた上でひとつ陳情、その他をお願いしたいなと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど申したとおり、周辺の土地の利用を考えないということが1点。それから、用地がふえますので、用地協力をいただけるかということが2点目でございます。それら2点を全てクリアできないと、県は変更できないと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 現道は町道ですが、町もやはり取りつけさは、何と申しますか、県に要望はしていないんですか。その計画がこの辺まで上がるので、それなりに奥地まで持って計画してもらいたいとか、そういう要望はしていないんですか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然、町道も取りつけてありますので、県道があれば町道の取りつけも上げなければならないという状況になるかと思えます。

それと、一番の問題が、県道の沿道に土地を持っている方たちがくぼ地になっていかという、土地を使えなくなっていかどうかという問題があると思えます。それが一番考慮しなければならないことだと思っております。

当然、個人の土地でございますので、町なり県でそこを盛り土してあげるということはできませんので、一番は確かに波打つと走りにくい、走行性が悪くなるという面もございませけれども、一番はその土地の所有者の方たちがどういうふう考えているか、そこが多分一つのポイントになるかと思えます。土地を使わないから何でもいいんだということであれば、その辺は考慮しなくていいんですが、多分それぞれこういう状態にあっても、後々の土地の利用の仕方というものをご検討されていると思っておりますので、そこはやはり一番に優先すべきだと考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで、暫時休憩いたします。再開は11時15分といたします。

午前10時59分 休憩

午前11時15分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐藤正明君の一般質問を続行いたします。佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） なぜ今このように志津川登米線のことを私が強く言うかといいますと、ここに将来を担った子供たちと言え失礼ですけれども、高校生の皆さんが来ております。私たちがこういう形で道路をつくったのかなど、そういう思いをさせたくないためにこう強く訴えている形です。その辺、町長に今後県のほうの働きをよろしく願いして、1問目を終わりたいと思います。

2問目、国・県道の工事が本格着工する、迂回路整備の考えはということで答弁をいただきました。一応45号線、398号線等に対応していると、そういう形の答弁がありました。今でも混雑している状況の中、本格的に国・県道の工事が始まります。河川の切り回しとか、あとは道路の切り回し、そういうことが発生し、その状況内でもさらに交通の混雑が予想されるかと思えます。町として発注元に迂回路の整備の要望等、さらに要望しているかどうかを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほどもお話ししましたように、当然これから工事がいろいろ進んでまいりますと、当然のごとく、迂回路の工事ということについては、これは避けて通れないと思えます。今交通混雑の問題等もご指摘をいただきましたが、いずれにせよ、一時期ではあれ、そういうご不便を町民に皆さんにおかけいたしますが、復興事業も終了ということになるまで、何とかご協力を賜りたいと考えてございます。

要望等があるかどうかについては、担当課から説明させたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 市街地については直接担当していませんけれども、現在ある要望につきましては、維持管理についての要望をいろいろいただいているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） その維持管理なんですが、私が思うに、震災のときですか、全部398号線、45号線がストップになりました。そして、この役場に来るのにもそれぞれ皆さんはいろいろな場所を通ってきたと思います。私もその磯の沢林道を来た形です。そういう場所等も、今課長がお話ししたんですが、維持管理等で要望を受けているというそういうお話ですが、町長、その辺の林道等に少し目をかけて整備といいますか、整備と同時に待避所関係の考えを伺いたいと思いますが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 迂回路の件については、ただいま答弁させていただいたとおりでございますが、今そういった市街地が壊滅した際に林道等が大変機能したということは、私も十分に承知いたしてございますので、迂回路とはまた別の形の中でその辺の整備のあり方ということについても、町として検討していきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） はい、わかりました。

あと、そのほかなんですが、この東工区の造成ですか、頻繁に土砂搬出をしております。今現在どれぐらいの割合で完了されているか、その辺をちょっと伺いたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 東工区につきましては、高台3団地の中でも一番進んでいる工区でして、特に東の東につきましては当初来年3月ぐらいまで、今病院工区については造成は終わっていたんですけども、残りの範囲につきましても、来年3月ぐらいまでに土の搬出を終わらせようと予定していたんですが、若干早く終わる見込みになっています。今後は天気等のこともありますので、その辺もうちょっと稼働率等を精査しまして、どれぐらい前倒しになるかということは今後精査していきたいと考えております。

残りの東団地の西と言われるところと北と言われる残っているところにつきましては、まだ切り出しが始まったばかりでございますので、進捗率としましては、数値的には7%程度ということで押さえております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） 迂回路に関連した形なんですが、まだまだ残土といいますか、搬出土があると、そういう形を伺いました。町でこの造成に新設する道路2路線が計画されていると思います。私も前からずっと思っていたんですが、なぜ計画されている路線を仮設道路として使って、ここから出る土砂を、その道路を使えば大分進捗率も上がるし、一般の交通にもそんなに支障なくやれるのではないかなど、その辺を考えたものですから、その辺の考えがあるかどうか伺いたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 議員がおっしゃるとおり、当初避難道路等を含めまして将来計画されているそれぞれの道路を、まずは工事用道路として使えないかということを検討しておりました。

ただ、地権者の用地交渉等もありまして、なかなか全線、上から下まで全てに了解を得るのにちょっと時間がかかったということと、どうしても沢地形になっておりますので、たとえばダンプの車両1台を通すぐらいの幅員としましても、すごい斜面をかなり切っていくような工事になるということから、今現在手はかけておるんですが、なかなかちょっと進まなかったと。その代替としまして、それぞれ単独で工事用道路をつくったりとか、こちらの今のボランティアセンターの南側から出したりということ、ちょっと工事用道路は今そういったことで工夫しながらさせていただいています。

なお、今の避難道路等、まずは本格的に一般車を通す前には、もちろん工事用車両が通って、下のほうにダンプで工事用道路として使いながらということも今念頭で現在木の伐採等を進めておりますところなので、当初の見込みよりは若干利用する時期がちょっと遅くなっているんですが、その代替の工事用道路で何とか回しているという状況です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） そうですね。やはりその辺を使うと進捗率も上がりますし、一般車両にも迷惑がかからないと。できるだけ早く使っていただくようお願いしたいと思います。

それと、混雑なんですけど、職員の方も皆さんわかっているかと思うんですけども、もとの駅前ですか、あそこに信号があります。あそこは普通の信号で、矢印とか半感とかそういうものがないものですから、登米市のほうから職員の皆さんがいっぱい来てご協力ももらっているんですが、大分混雑しています。信号も3回も4回も待たなければならないというそういう状況なものですから、その辺の対応をできればどう考えているかお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） その件につきましては、警察に申し入れを随分前にしてございます。7月30日にあそこの道路を使うようになりまして、最初からあそこの混雑というのは大変だったということで警察にはお話をさせていただいたんですが、右折つきの信号機の手配がちょっと間に合わなかったということですので、そう遠くない、そう遠くないというのは今月か来月あたり、あそこに右折つきの信号機が設置されるということになりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） それでは、「いましばらく」ではなく、少しお待ちしたいと思います。

それでは、3番に入らせていただきます。

道路に隣接する用地に盛り土計画はあるのかということで、前に二、三お話ししましたし、あと前者のベテラン議員が質問して、高さが4メートルまで盛られると、そういうお話をいただきました。ただ、その4メートルはTPでいくらなのか、その辺をちょっと伺っておきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 場所は。

○2番（佐藤正明君） 西地区あたりですね、国道付近の。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（沼澤広信君） 八幡川の西側のまちで、祈念公園等を予定していた箇所のところということでよろしいでしょうか。

ちょっと高さにつきましては、4メートル程度を当初想定していたということで、その高さは今後公営事業にならない、またはその道路等、河川堤防で買収にならなくて、その土地でみずから土地を利用される方々と相談させていただきながら、高さを決めてきたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 佐藤正明君。

○2番（佐藤正明君） なぜその4メートルにこだわるか、TPとかがあるんですが、何というか、東地区はTPは10.4でしたか、そういう形で、西地区はTPが4と6メートルの差があると。余りにも差があり過ぎる感じで伺いました。その辺のことを後でいいですから教えていただきたいと思います。その件で3番は、先ほどお話ししたとおり、ベテラン議員が鋭く質問しましたので、私はこれで終わりたいと思います。

今後、復興に向けてさらに忙しくなるかと思えます。お互いに気をさらに引き締めて頑張っていかなければならない時期だと思えますので、ひとつ今後もお互いよろしくお願ひしたいと思えます。終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、佐藤正明君の一般質問を終わります。

次に、通告8番及川幸子君。質問件名、住宅再建に向けた町の思いを伺う。以上1件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。3番及川幸子君。

〔3番 及川幸子君 登壇〕

○3番（及川幸子君） 3番及川幸子は、議長のお許しをいただきましたので、登壇によりご質問いたします。

質問事項は、住宅再建に向けた町の思いを町長にお伺ひいたします。

今まさに、日々工事車両が交通渋滞を引き起こす勢いで、復興事業が動いております。町民

の皆様にもこの道交うダンプカーの姿が見え、やっと始まったと感じていることと存じます。

平成26年3月までに、ことしですね、藤浜、荒砥、平磯、袖浜、堺、長羽、それぞれの団地造成を終えて、住宅建築も始まりました。また、名足、桜沢には、災害公営住宅も完成して、入居者の方々の喜ぶ姿を先日の式典会場で目の当たりに拝見いたしました。私も感無量でした。改めて関係者各位のご努力に感謝申し上げます。

次に、平成27年3月、来年の3月完成を待たれるのは、田の浦、石浜、名足、馬場中山、泊、館浜、寄木、葦の浜、西田、細浦、西戸、波伝谷、津の宮、滝浜、長清水団地でございます。その次には、平成28年、来年、再来年ですね、3月完成予定は、柘沢中学校へ、志津川東工区、志津川西工区、戸倉団地、そして戸倉伊里前柘沢災害公営住宅でございます。平成29年3月完成予定は、志津川東地区、中央地区、西地区の市街地と志津川西地区災害公営住宅でございます。最後の平成30年3月は、志津川西地区災害公営住宅予定スケジュールですが、これから少なくとも2年から4年工事がかかります。その後に自宅建設がなされますので、まだまだ期間がかかるわけです。各地区の説明会会場で、この予定スケジュール表が町民の皆さんにお配りされているのでしょうか。町民は、いつ我が家に入れるのか、不安な毎日を過ごしておられます。

ある国会議員の先生が、「東北の復興なくして国が成り立たない」と話しておられました。4年も5年もかかるとなると、高齢者の人たちは生きているうちに我が家に入れるだろうか心配しておられます。待てない人は自力再建なさっていますが、ますます格差が広がってしまいます。

この予定スケジュールが、どんな理由があろうと絶対延びていかないように、ならば一日でも早まるよう、そして町民の願いが早くかなえられるよう、関係各位が一丸となり努力していただきたい。また、自宅が津波で流された土地の元地の買い取り状況と、これからその土地をどのように有効利用していくのか、町長に伺います。

以上、登壇からの質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川議員のご質問にお答えさせていただきたいと思えます。

議員がご承知のとおり、今本町では昨年1月30日、戸倉地区の藤浜団地の造成工事に着手して以来、実施設計が固まったところから防集団地の造成工事を発注いたしまして、現在町内各所において団地の造成工事を進めているところであります。

先ほどお話がありましたように、発注済みの造成工事の中には、既に完成した防集団地が6

団地がございます。これらの団地については、土地の引き渡しを完了いたしまして、現在多くの方々が住宅の再建を進めているところであります。

ご質問の土地買い取り地の利用についてであります。防集移転促進事業に係る移転元地として取得した土地につきましては、平成26年3月及び6月に国土交通省より通知がございまして、復興事業の完了を待たず、一定の条件のもと財産処分等を行うことが可能となりました。

したがいまして、買い取り地利用については、一定のルールづくりに取り組むとともに、復旧・復興事業に当たり、産業振興やまちづくりの計画に供すべき土地利用など、今後の進め方について調整いたしているところでございます。

また、団地造成工事の進捗状況についてであります。まず志津川市街地の高台整備につきましては、東地区の東工区の南側敷地を本年7月に、病院、総合ケアセンター建設に向け引き渡しを行っており、北側敷地の宅地につきましても、平成27年秋ごろに引き渡しができるよう工事を進めております。また、東地区の西工区、中央地区、西地区におきましても、伐採、造成工事を鋭意進めているところであります。なお、この志津川市街地の高台宅地の引き渡し時期といたしましては、早いところで平成27年秋ごろから順次進めてまいり、平成28年内には全ての宅地を引き渡しできるよう計画いたしているところであります。

次に、志津川市街地の高台以外の防集団地、いわゆる浜々の防集団地について申し上げます。浜々の防集団地の造成工事につきましては、おおむね計画どおりに工事が進められているところでございまして、今年度中には歌津地区で7団地、志津川地区で1団地、戸倉地区では6団地、3地区で総14の団地の造成工事が完了する予定であります。なお、戸倉団地、清水団地及び伊里前地区の2団地については、これまで説明しているとおおり、平成27年度の第4四半期中の完成を目指し工事を進めております。

いずれの団地の造成工事もおおむね計画どおりに工事を施行しておりますが、中には当初から想定することの困難な事案が生じたことにより、工事に着手した時点において防集に参加される皆様方にご説明した団地の完成予定時期を延期せざるを得ないというところも現に出てきております。こうした場合においては、町として移転される方々に対し、丁寧に説明し、ご理解を得てまいりと考えております。

改めて申し上げますことでもございませませんが、これまでも、そして今後においても、団地の完成時期及び宅地の引き渡し時期におくれが生じることがないように、しっかりと必要な調整や工事の工程管理を行ってまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3番及川です。

ただいま町長から答弁をいただきました。おくれることなく、しっかりとやっていきたいという答弁をいただきました。各地区には国に買い取られた土地、今お話ししました、先祖代々からの土地、本当は手放したくないのが本音だと思います。津波で流され、だからこそ、そこに今入れない状況。今までに明治の津波、そして昭和の津波と、浜の人たちは高台に上がったり下がったり、何十年の歴史を繰り返してきました。そのような中、今回は低地には自宅を置かないとして、高台移転としたことは、どこから見ても正しい判断だと共感するものです。

また、先月、議員セミナーに行ってきましたので、その資料より、「現物活用の原則、ないものを求めず、あるものを有効利活用」、それからもう一つ、「近所精神の原則、近くに関心を持ち、近くの人を助ける」、コミュニティーづくりにこの低地利用は最高の場所であり、住みなれた人同士のコミュニティーが再構築される場所と、これから私は期待したいんですけれども、そこです。今の町長の答弁では、一定条件について使用可能だと、これからはできるという答弁をいただきました。志津川、歌津のこの町並みを形成する、志津川地区は隈 研吾さんがすばらしい町並みをデザインされていますけれども、伊里前はこれからですけれども、そういうところはまず除いたにしても、この各地区の残った土地、そこをこれから利用していくには、私は一つの案としまして、今ここにいる皆さんは泊浜に行っていないと思うんですけれども、一部の家庭ですごく面積の多いキバナコスモスがいっぱい咲いております。やはりそういう被災した土地であっても、そういうふうにきれいな花が咲いて、こんなところでも被災があったんだなということを思わせないようなそういう景観がありました。

そういうことを思うと、やはりそういう残された土地をそういう花、あるいはそれぞれ今まで持っていた土地の人たちがどのように使うかは、その個人個人、皆さんそれぞれ違うと思うんですけれども、一つはコミュニティーをつくるためには、前にあった土地の人たちがそこでまた何をしていくのかというと、売った土地ですから家を建てられないから、せめてそういうコミュニティーがつけられるような野菜づくりとか花づくりとか、そういうことをしていけば、またそこにコミュニティーが生まれていくのかなと思うんです。

これからは高齢者の人たちがどんどんふえていって、野菜づくりとか花づくりというのは定年がないんですね。一人一人がそういうことを生きがいとして暮らしていく。そうすると、

そこにその方が光り輝く。そういう人ができていって、その一人一人がその地域全体、それから歌津全体、それから南三陸全体と、1人の100歩よりも100人の1歩ということがありま
すけれども、そういうことになっていくんだろうと思います。

ですから、そういう国から一定の条件があれば使用可ですよという、時にはそういうことを
踏まえて、これから地域包括でも健康予防老人をつくっていくということに着眼して、そち
らを力強く町内の人たちにアピールしていくんですけれども、それも一つの方法だと思うん
です。何か楽しみを見出せる、つくったものを自分で食べる、隣の人と共有して分け与えて
生活すると。はたから見ると、「何、そんなこと」とすごく思われるかもしれないけれども、
それが高齢者の人たちの生きがいになっていくんです、物づくりというものが。そういう人
を育てていくというか、そういう場所になれば、その土地も生きてくるのかなと。昔からの
住みなれた家、そこで自分たちがそういうことをしていくということが力、エネルギーにな
っていくのではないかなと私はそう感じます。

そして、もう一つ、地域のコミュニティーづくりでこの間学んできたことなんですけれども、
「向こう三軒両隣」とありますけれども、高齢者医療の先駆者であります諏訪中央病院の
鎌田 實先生、その方のお話では、「人は仕事と愛があれば生きられる」ということを話し
ておられます。それも、そういうところに結びついていくのかなと思います。花や野菜づく
りということが、人に希望や勇気を与える。そういう名言を鎌田先生は話しておられて、日
本全国講演活動に回って歩いておりますけれども。

それから、この間の新聞では、全国学力テストの結果が報道されました。気仙沼地区の学力
低下の要因は、狭い仮設住宅での生活と塾がないことや環境が影響していると報じられてい
ます。その反面、高齢者の方々は、仮設内のコミュニティーが築かれ、仮設から離れること
を心配される方々もおられます。どちらも非常に大切なことだと思いますが、これから高台
移転が始まったとき、どのような取り組みを考えていくべきなのか、もう一度町長から答弁
をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 非常に何を答弁すればいいのか、大変難しいご質問でございまして、ま
ず1点目、第一義的にこれはお話しさせていただきますが、被災元地の買い取りにつきまし
ては、これは強制ではございませんので、基本的には地権者の方々が売りたいという方々の
土地をお買い求めしますが、売りたくないという方についての土地については、それぞれ
ももとの地権者の方々が土地をそのまま持ち続けるということになりますので、そこはひ

とつご理解をいただきたいと思います。

それから、浜々の環境整備については、漁集事業を使いまして、そういった環境整備をどうするかということについては、それぞれの地域の皆さん方といろいろなさまざまなご意見をいただきながらこれから進めていくと、そういう段取りで今進めてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、ある意味ちょっとコミュニティーの話になりましたが、基本的にこれまでよく震災で言われる言葉で「自助・共助・公助」と言われますが、この震災でもう一つ加わったのが「近助」と、近くで助けるというそういう言葉が出てきました。といたしますのも、この震災で非常に近所づき合いを普段からしっかりしておくということが、いざ災害というときに本当にお互いに助け合うというそういういい関係を築くと、そういう意味で「近助」という言葉が出てまいりました。そこはコミュニティーの問題も含めて、大変重要な部分だろうと思っております。

今回の東日本大震災、本当に再三口癖で言うんですが、「災害というのは残酷だよな」と私はよく言うんですが、被災前のコミュニティーが壊れ、そして避難所で劣悪な環境の中でありましたが、避難所でも一定のコミュニティーができ上がって、そしてそれがまた仮設住宅にお住まいになってまたコミュニティーが壊れ、そして仮設住宅で今一定のコミュニティーができ上がって、これからまた今度は本設のついの住みかに移ると、そうしますとまた仮設のコミュニティーが壊れる、そういう災害というのは非常にコミュニティーを何回となく分断していくという大変残酷なものだなということを、今回の東日本大震災でつくづく私は感じてございます。

ですから、今いろいろご意見がございましたが、いろいろな形の中で新たなコミュニティーをどうつくっていくかということについては、これはまさしく心の復興をどうするかということにつながっていく問題だと思っておりますので、町としてもさまざまな形の中でご支援をさせていただきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、買い取り、もちろんそれは家の土地を売らない人はその人の所有ですけれども、大概の人は余儀なくされて土地を手放しながら高台という人たちも半分以上はいるのかなと思います。新聞では南三陸町では80%の土地の買い取りが終了という報道になっていますけれども、その中でも半分ぐらいは土地を買い上げされている人たちがいるのかなと推察しますけれども、その中でただいま町長は、コミュニティーがその都度その都度壊

れていくということを話しています。まさにそうだと思うんです。でも、そういうコミュニティーをつくりながら、また前を向いていかねばならない、そういう時期だと思うんです。

高台に家を自立再建した人などは、今の仮設のコミュニティーが楽しくて、これからは高台に行ってもここには来られない、そういう心配もあるということも話されております。そういうことを考えると、あの手この手、じゃあ家族の人に送ってきてもらって、週1回でもいいから来られるようになればいいねなんてことも話していますが、そのまた行った先でコミュニティーをつくっていくということも大事なことです。そこに新たなコミュニティーをつくるよう手がけていくという手法も大事なことだと思いますので、先ほどの答弁ではもちろん売っていない人たちもいます。そこには、くぼ地というか、でこぼこがあるかと思うんですけれども、そういう売った人たちの中でやはりその地区に任せて有効活用してもらおうという手法をとってほしいと思いますので、何回もですけれども、その点をお願いいたします。

時間が休憩になりますけれども。もう私は長くはしゃべらない、時間いっぱいまではしゃべりませんけれども。午前中で切り上げたいと思いますけれども。

それから、先ほどの学力の低下の件について、その回避、子供たちの狭い仮設住宅暮らしのために、その環境が整っていないので、学力の低下が懸念されるという新聞報道もあったんですけれども、そういうところをこれからどのように考えていくか、答弁をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど、買い取りが80%という数字をお出しいただきましたが、基本的にはあれは売りたいという、土地を売りますよという方の80%の買い取りが済んだということですので、そこはひとつ誤解のないようお願い申し上げたいと思います。

それから、漁集関係で今各地域の皆さんと協議をしているわけですが、その協議の内容については担当課長から説明させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、教育環境の問題については教育長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 初登場でございます。

漁集事業ということで、去年の8月ぐらいからですか、企画が中心になりまして、各漁港の皆さん方といろいろな協議を進めてまいりました。ことしから地方事業ということでかかり

始めて、担当しております。8次の配分から交付金の配分を受けまして、今10次で一応全ての、港湾は23あるらしいんですが、23の計画をつくってお金をいただくということにしております。

中身につきましては、買い取り地を中心にして共同利用施設というんですか、皆さんが売り払った土地を使って今まで事業されていた分がなくなってしまうので、そこで皆さんで漁業の作業をするような場所を整備していくという事業が今の時点では中心になっております。

その中の防集団地等で部落移転になっておりますので、そこへの通行の場所、いわゆる道路の形態が変わる、あるいは利用形態が変わるということで、それらについての整備。それから、あとは港で作業しておられる方が災害時にどこへ逃げたらいいのかということで、その避難路を整備するといったようなことで、皆さん方とお話をさせていただいております。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 佐藤教育長。

○教育長（佐藤達朗君） 学力の話が出ましたので、一応私からお話しさせていただきたいと思っています。

議員がおっしゃるように、東日本大震災によりまして、子供たちの教育環境がやはり大きく変わったということは、これは紛れもない事実でございます。学力の低下と震災による教育環境の変化がどういうつながりがあるのかについては、やはりいろいろと議論を呼ぶところでございますけれども、確実に言えることは、やはり子供たちの学習する時間、勉強する時間が減っているということは間違いのないと思っております。家庭に帰ってから仮設で子供たちが勉強するわけですが、その狭い環境、それから学習する時間の問題等がございます。

この点につきましては、学校の中で子供たちの勉強する時間を十分にとってやって、そして個々に子供のつまずきに対応したような指導等を今後学校の場で、授業改善を含めて取り組んでいきたいなと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま答弁をいただきましたけれども、一つは漁集事業と申しますか、初めてご答弁される課長さん。（「はい」の声あり）それというのは、その地域の人たちの要望を聞きながらやっていく事業と解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課技術参事。

○建設課技術参事（宮里憲一君） 聞きながらやるということではございませんけれども、事業をする限りは、やはり皆さん方の役に立てるということが一番大事なところですので、それはやはり地元の方の意向を踏まえた上でやっていくということになります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そうであれば、なお地元の人たちの声を聞きながら、いろいろな活用方法があると思いますので、その辺を柔軟に対応していただきたいと切にお願い申し上げます。

それから、教育長さんのただいま……。

○議長（星 喜美男君） 3番議員、通告すらしていないんだから、教育関係は今回はやめていただきます。

○3番（及川幸子君） ありがとうございます。教育長さんに対して、ありがとうございますということですので、議長に対してではございませんので、ご理解お願いいたします。

さて、あと5分ありますけれども、ある有名な人の話を引用させていただきます。

「国が滅びるのは戦争によってではない。天変地異でもなければ、経済的な破綻によってでもない。それは国民の道徳と士気が失われたとき、その国は滅びる」

国を町に引用してはどうでしょうか。町長は「キラリと光る町づくり」を常に掲げておりますが、一人一人がキラリと光ることが大事ではないでしょうか。地域力の低下が行政依存のまちづくりになってしまいます。私の中での復興とは、町、インフラの復興、住宅と産業の復興、人と心の復興、この3つが重なり、つながり、交わることで、これからずっと住みたい町になっていくのではなからうかと思えます。

そういうことで答弁は要らないですけれども、これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了いたします。

お諮りいたします。以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会することとし、明12日午前10時より本会議を開くことにいたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて散会することとし、明12日午前10時より本会議を開くことといたします。

本日はこれをもって散会いたします。

午前11時58分 散会